条第五項中「取引監視事務」を「電力取引監視事務」に、「業務及び経理の監査」を「報告徴収及び立入検査」に改め、「同じ。）」の下に「及びガス取引監視事務（ガスの卸売に係る事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第七項において同じ。）」を加え、同条第六項中「取引監視事務」を「電力取引監視事務及びガス取引監視事務」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第七項中「取引監視事務」を「電力取引監視事務及びガス取引監視事務」に改める。

第六条第一項中「上席ネットワーク事業検査官二人」を「上席ネットワーク事業検査官四人」に、「ネットワーク事業検査官四人」を「ネットワーク事業検査官五人」に、「上席料金専門官二人」を「上席料金専門官四人」に、「料金専門官二人」を「料金専門官三人」に改め、同条第二項中「ネットワーク事業監視事務」を「電力ネットワーク事業監視事務」に改め、「監査」の下に「、報告徴収及び立入検査」を加え、「第四条第二号」を「第四条第一号ロ及びハ」に、「附則第三条において同じ。」を（）及びガスネットワーク事業監視事務（事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するもの並びに託送供給に係る供給条件に関するものに限る。）に改め、同条第三項中「ネットワーク事業監視事務」を「電力ネットワーク事業監視事務」に改め、「監査」の下に「、報告徴収及び立入検査」を、「同じ。）」の下に「及びガスネットワーク事業監視事務（事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するものに限り、上席料金専門官及び料金専門官の所掌に属するものを除く。次項において同じ。）」を加え、「及び」を「、並びに」に改め、同条第四項中「ネットワーク事業監視事務」を「電力ネットワーク事業監視事務及びガスネットワーク事業監視事務」に改め、同条第五項中「ネットワーク事業監視事務」を「電力ネットワーク事業監視事務」に、「及び第四条第二号」を「並びに第四条第一号ロ及びハ」に、「及び附則第四条」を「において同じ。）及びガスネットワーク事業監視事務（託送供給に係る供給条件に関するものに限る。次項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第六項中「ネットワーク事業監視事務」を「電力ネットワーク事業監視事務及びガスネットワーク事業監視事務」に改める。

附則を次のように改める。

（取引監視課の所掌事務の特例）

第二条　取引監視課は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、委員会の所掌事務に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十一条第一項に規定する監査（附則第四条において「みなし小売電気事業者に対する監査」という。）に関する事務をつかさどる。

（ネットワーク事業監視課の所掌事務の特例）

第三条　ネットワーク事業監視課は、第四条各号に掲げる事務のほか、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、委員会の所掌事務に係る平成二十七年改正法第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十一条第一項に規定する約款（附則第五条において「最終保障供給約款」という。）に関する事務をつかさどる。

（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官及び小売取引検査官の所掌事務の特例）

第四条　小売取引検査管理官は、第五条第二項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査に関する事務に従事する。

2　上席小売取引検査官は、第五条第三項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査に関する事務に従事する。

3　小売取引検査官は、第五条第四項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査に関する事務に従事する。

（統括ネットワーク事業管理官、上席料金専門官及び料金専門官の所掌事務の特例）

第五条　統括ネットワーク事業管理官は、第六条第二項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。

2　上席料金専門官は、第六条第五項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。

3　料金専門官は、第六条第六項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則第五条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

第二条　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十八年九月三十日までの間	四、五八〇人

○国土交通省令第二十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	三九、五九九人	
観光庁	一〇三人	
気象庁	五、一六九人	
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、五二二人	
合計	五八、五七三人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十八年九月三十日までの間	三九、六五二人